新型コロナウイルス感染症で影響を受ける

事業者の皆様向け支援制度

作成日：令和２年４月２３日現在

作　成：村田町地域産業推進課

※　本資料の内容は、経済産業省作成のパンフレット「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける皆様へ（令和２年４月２０日１８：００時点版。以下「パンフレット」という。）」の内容からの抜粋のほか、上記作成日現在において地域産業推進課で把握している情報を基に作成しています。

※　本資料に記載されているもののほかにも、支援制度があります。

※　記載の内容についてのお問い合わせは、それぞれの制度の相談窓口に直接お問い合わせいただくか、村田町地域産業推進課（Tel：0224-83-2113）にお問い合わせください。

１　経営相談

（１）経営相談窓口：資金繰り、融資制度等の経営相談

　　①　日本政策金融公庫仙台支店

　　　　　中小企業事業　　　　　　Tel：022-223-8141

　　　　　国民生活第一事業　　　　Tel：022-222-5173

　　　　　（小規模事業者・創業企業等）

　　②　商工中金仙台支店　　　　　Tel：022-225-7411

　　③　宮城県信用保証協会　　　　Tel：022-225-5230

　　④　宮城県商工会連合会　　　　Tel：022-225-8751

　　⑤　村田町商工会　　　　　　　Tel：0224-83-2276

　　⑥　宮城県中小企業団体中央会　Tel：022-225-5560

（２）専門家による経営アドバイス

　　　資金繰りだけでなく、売り上げの拡大や経営改善、ＩＴツールの導入など、様々な経営の悩みに専門家が対応。

　　①　宮城県よろず支援拠点　　　Tel022-393-8044

２　資金繰り支援

（１）民間金融機関による信用保証付融資

　　①　セーフティネット保証４号・５号

　　　・　一般保証とは別枠(2.8億円)で保証

　　　・　４号は全国４７都道府県を対象地域に**100％保証**

　　　・　５号は影響を受けている業種を対象に**80％保証**

　　②　危機関連保証

　　　・　上記セーフティネット保証とはさらに別枠(2.8億円)で、全国・全業種※を対象に**100％保証**

　　　　※　一部保証対象外の業種があります。

　　③　信用保証付融資における保証料利子減免

　　　・　上記セーフティネット保証４号・５号、危機関連保証を利用して、一定の要件で制度融資を活用した事業者の**保証料を減免し、かつ実質無利子化**

　　　　※　保証料・利子減免の要件等

　　　　　①個人事業主（事業性のあるフリーランス含む、小規模に限る）

　　　　　　・売上高等前年同月比▲５％以上減少で保証料ゼロ＋金利ゼロ

　　　　　②小・中規模事業者（①除く）

　　　　　　・売上高等前年同月比▲５％以上減少で保証料１／２

　　　　　　・売上高等前年同月比▲15％以上減少で保証料ゼロ＋金利ゼロ

　　　　　【融資上限】3000万円【担保】無担保

　　　　　【据置期間】５年以内

　　　　　【保証料補助割合】1/2 または10/10

　　　　　【金利補給期間】当初３年間、４年目以降は制度融資所定金利

　　　　　【既往債務の借換】

　　　　　　信用保証付き既往債務も対象要件を満たせば、制度融資を活用した実質無利子融資への借換が可能。

　　　　※　令和2年度の補正予算の成立を前提としているため、事業内容が今後変更等されることがあります。

　　※詳細は別紙「パンフレット」（P7～P9）参照。

（２）政府系金融機関による融資

　　①　セーフティネット貸付（基準金利、金利引き下げなし）

　　　　【対象要件】売上高等の要件はなし

　　②　新型コロナウイルス感染症特別貸付

　　　　新型コロナウイルス対策マル経融資

　　　　危機対応融資

　　　　（**当初3年間、基準金利から△0.9％引き下げ**）

　　　　【主な対象要件】売上高▲5％以上減少

　　　　※　個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る）については、柔軟に対応

　　　　※　対象要件の詳細、融資対象、資金の使途、貸付期間、融資限度額等詳細は別紙参照。

　　③　特別利子補給制度**（実質無利子）**

　　　　上記②により借入を行った中小企業者等のうち、売上高が急減した事業者などに対して、利子補給を実施。

　　　　※　利子補給の申請方法等、具体的な手続きについては、詳細が固まり次第中企庁HP等で公表予定です。

　　※　生活衛生関係の事業者（飲食業、理・美容業、クリーニング業、ホテル・旅館業など）向けには、一般の中小企業・小規模事業者を対象にした融資制度に加え、以下の支援策をご活用いただくことが可能です。

　　　・　生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付

　　　・　新型コロナウイルス対策衛経融資

　　　・　衛生環境激変対策特別貸付

　　　・　特別利子補給制度（実質無利子）

　　※詳細は別紙「パンフレット」（P10～P25）参照。

３　給付金

（１）持続化給付金

　　　感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給します。

　【給付額】　**法人は200万円、個人事業者は100万円**

　　※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

　【売上減少分の計算方法】

　　前年の総売上

　　（事業収入） ― （前年同月比▲50％月の売上げ×12ヶ月）

　　※　上記を基本としつつ昨年創業した方などに合った対応も引き続き検討しています。

　【支給対象】

　　新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50％以上減少している者。

　　※　資本金10億円以上の大企業を除き、中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者を広く対象とします。また、医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人についても幅広く対象となります。

　※　詳細は別紙「パンフレット」（P26）及び別紙「持続化給付金に関するお知らせ」参照。

（２）宮城県からの休業要請関係（県２／３、町１／３）

　　　以下の期間中、県からの休業要請に協力した事業者に対し、協力金を支給します。

【期間】　令和２年４月２５日（土）から５月6日（水）まで

【金額】　３０万円

※　手続き等の詳細は未定。

４　雇用関連

（１）雇用調整助成金の特例措置

　　　経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成するものです。

【新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置】

　　・　休業手当に対する助成（**中小企業4/5、大企業2/3**）

　　・　解雇等行わない場合（**中小企業9/10、大企業3/4**）

　　※　令和２年４月１日から令和２年６月30日までの休業等に適用。

　　※　このほかにも、各種特例措置が講じられています。詳細は別紙参照。

（２）小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援

　　　（労働者に休暇を取得させた事業者向け）

　　　小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成制度。

【支給額】　休暇中に支払った賃金相当額×**10/10**

　　　　　　　　※　支給額は8,330円を日額上限。

　※　詳細は別紙「パンフレット」（P43～P45）参照。

５　税・社会保険・公共料金

（１）税の申告・納付

　①　納税の猶予の特例

　　　令和２年2月から納期限までの一定の期間（1か月以上）において、収入が減少※した場合に1年間納税を猶予。

　　　　※　前年同期比概ね20％以上

　　　担保は不要。延滞税は免除。

　②　欠損金の繰戻し還付

　　　資本金１億円以下の中小企業は、前年度黒字で今年度赤字の場合、前年度に納付した法人税の一部還付を受けることができます。今般、本制度の適用対象を、資本金10億円以下の中堅企業にも拡大します。また、新型コロナウイルス感染症の影響により損失が発⽣した場合には、災害損失⽋損⾦の繰戻しによる法⼈税額の還付を受けられる場合があります。

（２）厚生年金保険料等の猶予制度

　　　厚生年金保険料等を一時に納付することにより、事業の継続等を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当するときは、納付すべき保険料等の納期限から6ヶ月以内に管轄の年金事務所へ申請することにより、換価の猶予が認められる場合があります。

　　　また、次のいずれかに該当する場合であって、厚生年金保険料等を一時的に納付することが困難な時は、申請することにより、納付の猶予が認められる場合があります。

　　・　財産について災害を受け、または盗難にあったこと

　　・　事業主またはその生計を一にする親族が病気にかかり、または負傷したこと

　　・　事業を廃止し、または休止したこと

　　・　事業について著しい損失を受けたこと

　※　詳細は別紙「パンフレット」（P61）参照。

（３）電気・ガス料金の支払い猶予等

　　　新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、電気・ガス料金の支払いに困難な事情がある方に対しては、その置かれた状況に配慮し、料金の未払いによる供給停止の猶予など、電気・ガス料金の支払いの猶予について、柔軟な対応を行うことを国から事業者に対し要請が行われています。

　※　詳細は別紙「パンフレット」（P63）参照。